

【参考2】過去の国民生活審議会報告書における「仲裁条項」に関連する記述

○第16次国民生活審議会消費者政策部会中間報告（平成10年1月）

『消費者契約法（仮称）の具体的内容について』p33、34

第4 契約内容の適正化のためのルールの内容

2 契約内容をめぐる問題を解決するための方策

（2）不当条項リスト

イ リストに掲げるべき不当条項

リストに掲げるべき不当条項としては、現実の問題を生じている条項とともに、将来に問題となり得る可能性のある条項についても把握しておく必要がある。

リストに掲げるべき不当条項としては、1 裁判上、無効とされた又は適用が制限された条項、2 「全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O-N E T）」に収集された消費者からの苦情・相談に見られる条項、3 都道府県、政令指定都市において制定されている消費者保護条例等に規定されている条項、4 諸外国の立法等において規定されている条項を参考に、以下のようなものとするのが考えられる。

（リストに掲げるべき不当条項）

〔紛争解決に関する条項〕

・消費者に不利な専属的合意管轄を定めた条項（A、C、D）

・紛争解決に当たっては、事業者の選定した仲裁人による仲裁によるものとする旨の条項（A）

（注）

A：裁判上、無効とされた又は適用が制限されたことのある条項

B：「全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O-N E T）」に収集された苦情・相談に見られる条項

C：都道府県・政令指定都市において制定されている消費者保護条例等に規定されている条項

D：諸外国（E U、ドイツ、韓国）の立法等において規定されている条項

【参考3】仲裁法制定時における国会審議（平成15年7月24日 参議院 法務委員会）（国会会議録より抜粋）

○江田五月君（略）さて、附則の三条、四条で、消費者の関係、労働関係、これに特則を設けられましたよね。これは、附則でこういう特則を設けた、これはなぜなんですか。

○政府参考人（山崎潮君）やはり、仲裁が現実に使われる例が非常に少ないという状況を踏まえまして、現在、その附則で二つの特例を設けましたけれども、こういうものを運用してみても、こういうような考え方で本当に大丈夫なのかどうか、また将来的に違う考え方もあり得るのかどうか、そういうことを十分検証した上で、本則的なところに持ち込むなら持ち込むということで将来の検討にゆだねて、最終的な考え方を盛り込もうということから、暫定的な措置というふうにしたわけでございます。

○江田五月君 そうすると、消費者関係、労働関係の特則を運用してみて、そして、なるほどこれがいいなということになったら、それを仲裁法案、法の本則の方に移すという、そういう将来展望があるんですか。

○政府参考人（山崎潮君）これ、やや舌足らずで恐縮でございますが、仲裁法の本則に置くというわけではございませんで、例えば消費者問題でございましたら消費者保護法とか、あるいは労働関係であれば労働関係法規、そういう中で手当てを加えていく、例外を設けていくと、こういうことでございます。

○江田五月君 仲裁法はこれはもう仲裁の一般法ですから、しかし消費者のことや労働関係は、仲裁が、仲裁合意がなされる場合も随分あって、実際に仲裁がそういう場面で使われると。使われるけれども、使われるので、今回、仲裁法案を起草するに当たってそこまで視野に入れなきゃいけない、入れなきゃいけないけれども、仲裁法の本則とは違うという意味で附則にしているということですよ。そうですね。そうですね。

○政府参考人（山崎潮君） そのとおりでございますが、本則の適用と少し違うものということと、それから将来も見直す余地があるということで暫定措置と、こういうことです。

○江田五月君 そうすると、この附則でいろんな経験を積んでいって、そこから出てくるものを今おっしゃるように例えば消費者契約法の中に取り込んでいくということかと思いますが、内閣府の方はそこはどう考えているんですか。

○政府参考人（田口義明君） お答えいたします。

消費者、事業者間の仲裁につきましては、ただいま御説明のありましたような理由から暫定的措置といたしまして消費者に関する特例が設けられたところでございますが、内閣府といたしましては、今後、今回の新しい仲裁制度の利用状況といたしまして、例えばどのような消費者紛争についてどのような形でこの制度が利用され、またその場合どのような問題が生じ得るのかといったような点を踏まえまして、消費者政策の観点からこの消費者に関する特例の扱いについて対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○江田五月君 消費者の関係については解除という制度と。労働関係については無効という位置付けと。これについてそれぞれいろんな角度から聞きたいところですが、関係各方面の皆さんの検討の結果こういう結論になったということで、それはそれで良ししたいと思います。

全国の都道府県、市町村に消費者センターがある。この消費者センターが仲裁機関という機能を持つようになれば消費者にとっても仲裁法が随分生きてくると思いますが、これはもちろん都道府県、市町村、地方の機関であるけれども、そういうものが仲裁機関の機能を持ちたいと、こういうことになれば、これは、今のこの附則の運用をずっとこれから内閣府の方は見ていかれるんでしょうから、それはそれで、消費者センターの皆さん、頑張ってくださいという、そういう考え方でよろしいんですか。

○政府参考人（田口義明君） ただいま御指摘のございました消費生活センターにつきましては、都道府県あるいは市町村の条例等に基づいて設置されておまして、現在、消費者苦

情に対します助言でありますとか、消費者、事業者間のあっせん等を行っているところでございます。

この消費生活センターが消費者からの苦情に対する助言やあっせんに加えまして仲裁を行うことが適当かどうかにつきましては、委員御指摘のとおり、基本的には各自治体が条例等に基づきまして自主的に判断すべき事項というふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、消費者をめぐる紛争の仲裁に関しましては、消費者の一方的な不利益とならないように適切に解決されるということが重要でございます。それと同時に、民間の機関も含めまして、多様な紛争解決機関が今後育っていくということが重要というふうに考えております。

このような観点から、内閣府といたしましては、今後、この消費者に関する特例の在り方を検討するに際しまして、仲裁法制定後の動向を踏まえながら、どのような仲裁機関が適切な
のか、あるいは当該仲裁機関への支援等の問題なども含めまして、今後検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

【参考4】「仲裁条項」に関連する約款の例

○グローバルソフトウェアライセンス契約書

(準拠法及び司法管轄)

その他全てのお客様の場合、本使用諾成契約からまたは本使用許諾契約に関して生じた紛争、議論またはクレームは、その成立、法的有効性、拘束力、解釈、履行、違反または終了、及び非契約上のクレーム等に関するものも含めて、制限なく、手続開始時に効力を有する世界知的所有権機関（WIPO）迅速仲裁規則に従った仲裁手続に基づき、規則に従って選任された1人の仲裁人により、最終的に解決されるものとします。

○オンライン 情報サービス契約書

本契約から生じ又は本契約に関連して生じる一切の紛争又は請求は、米国商事仲裁協会の商事規則に従って選任された1名の仲裁人により、同規則に基づくカリフォルニア州サンタクララ郡での拘束力ある仲裁によって終局的に解決されるものとします。

【参考5】 仲裁法施行状況に関するアンケート

1. 調査目的

仲裁法施行（平成16年3月）後に、主な仲裁機関において、消費者と事業者との間の将来生じる紛争を対象とする仲裁合意について解除することができる旨の消費者保護のための特例が、どの程度活用されているか等について把握し、本特例についての一定の評価を行う際の材料とするため。

2. 調査対象

- ・ 弁護士会における仲裁センター（全25センター）
- ・ 指定住宅紛争処理機関（各地の弁護士会が指定する全52機関）
- ・ 財団法人 不動産適正取引推進機構
- ・ 社団法人 日本商事仲裁協会
- ・ 中央建設工事紛争審査会

3. 調査項目

次頁の通り

【アンケート項目】

1-1. 貴団体における仲裁法2条にいう仲裁の申立て件数

(注) 仲裁法施行後の状況について御回答ください。

平成16年度 件
平成17年度 件
平成18年度 件

1-2. 解決に至った件数

(仲裁判断がされたほか、和解が成立した場合など当該事案が終局的な解決に至ったもの)

平成16年度 件
平成17年度 件
平成18年度 件

2-1. 1-1. のうち、消費者契約法上の消費者と事業者との間の民事上の紛争に関連する件数(括弧内に、全件数のうち、申立人が消費者である件数と申立人が事業者である件数の内訳もあわせて御記入ください。)

平成16年度 件(申立人が消費者である件数 件、申立人が事業者である件数 件)
平成17年度 件(申立人が消費者である件数 件、申立人が事業者である件数 件)
平成18年度 件(申立人が消費者である件数 件、申立人が事業者である件数 件)

2-2. 解決に至った件数

平成16年度 件(申立人が消費者である件数 件、申立人が事業者である件数 件)
平成17年度 件(申立人が消費者である件数 件、申立人が事業者である件数 件)
平成18年度 件(申立人が消費者である件数 件、申立人が事業者である件数 件)

2-3. 2-2. のうち、代表的な事案について簡単に結構ですので御紹介ください。

※別紙による提出でも構いません。

3. 消費者が仲裁法の附則3条2項にいう消費者仲裁合意を解除した件数

平成16年度 件
平成17年度 件
平成18年度 件

4. 3. のうち主な事案及び結果の概要について簡単に結構ですので御紹介ください。

※別紙による提出でも構いません。

○事案

○結果

5. その他 仲裁法における消費者と事業者間の消費者仲裁合意を解除することができるとする規定(附則3条2項)について、何か御意見や、運用上工夫しておられること(消費者仲裁合意の解除がされた後に和解、あっせんを勧めるなど)等があれば御回答下さい。

【仲裁法施行状況に関するアンケート結果】

紛争解決センター	問1-1.仲裁申立て件数			問1-2.解決に至った件数			問2-1.消費者紛争件数			問2-2.解決に至った件数			問3.仲裁合意解除件数		
	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18
1 札幌弁護士会紛争解決センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 仙台弁護士会紛争解決支援センター(平成18年4月1日開設)			0			0						0			0
3 山形県弁護士会示談あっせんセンター(平成19年1月1日開設)															
4 東京弁護士会紛争解決センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 第一東京弁護士会仲裁センター	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 第二東京弁護士会仲裁センター	2	3	1	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 横浜弁護士会紛争解決センター	2	3	0	2	2	0	0	1(0,1)	0	1(0,1)	0	0	0	0	0
8 埼玉弁護士会示談あっせんセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 山梨県弁護士会民事紛争処理センター	0	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 新潟県弁護士会示談料徴センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 静岡県弁護士会あっせん仲裁センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 愛知県弁護士会あっせん仲裁センター (注2)	2	2	2	2	2	2	2	2(1,1)	2(2,0)	2(1,1)	2(2,0)	2(2,1)	2(1,1)	2(2,0)	2(2,1)
13 愛知県弁護士会西三河支部あっせん仲裁センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 大阪弁護士会民事紛争処理センター	1	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 京都弁護士会仲裁センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 兵庫弁護士会紛争解決センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 奈良弁護士会仲裁センター	無回答														
18 岐阜県弁護士会示談あっせんセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 広島弁護士会仲裁センター	7	14	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 岡山弁護士会岡山仲裁センター (注3)	120	104	93	54	60	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 鳥根県弁護士会石見法律相談センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 福岡県弁護士会紛争解決センター(天神弁護士センター) (注4)	38	31	14	19	13	6	13(13,0)	13(10,3)	4(4,0)	9(9,0)	6(3,3)	2(2,0)	0	0	0
23 福岡県弁護士会紛争解決センター(北九州法律相談センター)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 福岡県弁護士会紛争解決センター(久留米法律相談センター)	0	0	15	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
25 愛媛弁護士会紛争解決センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 括弧内の数字は(申立人が消費者である件数、申立人が事業者である件数)を意味する。
(注2) 問2-1と問2-2における平成18年度の2件の内訳(2,1)は、消費者と事業者複数の申立人であることによる。
(注3) 仲裁事件に関しては、「和解あっせん」と「示談あっせん」に分類し、全体としての件数のみ把握している。
(注4) 仲裁事件に限定した件数は把握していない。

指定住宅紛争処理機関	問1-1.仲裁申立て件数			問1-2.解決に至った件数			問2-1.消費者紛争件数			問2-2.解決に至った件数			問3.仲裁合意解除件数		
	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18
1 札幌弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 函館弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 旭川弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 釧路弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 青森県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 岩手弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 仙台弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 秋田住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 山形県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 福島県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 茨城県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 栃木県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 群馬弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 埼玉住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 千葉県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 東京弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 第一東京弁護士会住宅紛争審査会?	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 第二東京弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 神奈川住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 新潟県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 富山県弁護士会富山県住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 金沢弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 福井住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 山梨県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 長野県住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

指定住宅紛争処理機関	問1-1. 仲裁申立て件数			問1-2. 解決に至った件数			問2-1. 消費者紛争件数			問2-2. 解決に至った件数			問3. 仲裁合意解除案件数		
	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18
26 岐阜県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 静岡県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28 愛知住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 三重住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 滋賀弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 京都弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 大阪住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 兵庫県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 奈良弁護士会住宅紛争審査会	無回答														
35 和歌山弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 鳥取県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 島根県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 岡山弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 広島弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 山口県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41 徳島弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 香川県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 愛媛県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 高知住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 福岡県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 佐賀県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47 長崎県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 熊本県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 大分県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 宮崎県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51 鹿児島県弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52 沖縄弁護士会住宅紛争審査会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1 財団法人 不動産適正取引推進機構	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 社団法人 日本商事仲裁協会	21	10	12	13	20	12	1(0,1)	0	0	1(0,1)	0	0	0	0	0
3 中央建設工事紛争審査会	13	10	8	19	6	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○2-3. 消費者契約法上の消費者と事業者との間の民事上の紛争で解決に至った事案の概要と5. その他(特例についての意見や運用上の工夫等)に関するコメント

〔2-3 消費者契約法上の消費者と事業者との間の民事上の紛争で解決に至った事案の概要〕

○申立人は賃貸人(事業として契約の当事者となる個人)で、相手方(個人)は借借人。相手方の家賃滞納に対して支払い及び明渡しを請求した。滞納家賃を分割して支払うこと、賃借物件を明渡すことで和解し、仲裁判断とした(横浜弁護士会紛争解決センター)

○適切な分割返済案の要求。履行確保等、また、調停成立後の内容に基づく申立て(愛知県弁護士会あっせん・仲裁センター)

○申立人が消費者。相手方住宅リフォーム会社。申立人が増改築工事依頼。完了後、家族が次々と体調不良に。工事ミス(汚水もれ)6回の期日で和解成立。(福岡県弁護士会天神弁護士センター)

○不動産投資ファンドの満期終了に伴う損金処理に関するトラブル(日本商事仲裁協会)

〔5. その他(特例についての意見や運用上の工夫等)〕

○2-3であげた事件は、当初、事業者が提訴したのに対し、消費者が妨訴抗弁を出した。このように、消費者が事業者と締結した仲裁合意に基づき仲裁による紛争の解決を求めることがあり、消費者に対し仲裁合意の解除権を常に付与する必要性には疑問があり、規定の見直しが必要であると考え。(日本商事仲裁協会)

○利用者より申立てがなされ、かつ申立人が代理人(弁護士)を委任していないケースで申立段階から仲裁合意を希望し、センターが受理するケースは、当センターでは稀である。このケースが生じた際には、仲裁合意が果たして利用当時者双方にとって相応しい解決となるかどうか見極めの必要性がある(利用者が仲裁合意を正確に理解しているかどうか不明確なケース)。このため、和解に導く「あっせん」(調停)の法的レベルから受理-開始する手続が当センターでは一般的である。このことから、和解あっせん手続から出発し、状況を見極めてから仲裁手続に移行し、解決した例は近年中に数件ある。(16年度に2件、17年度に1件、18年度は0件)

ただし、消費者契約法上の消費者と事業者との間の民事上の紛争はこの件数の中に含まれない。また、申立人が代理人弁護士を委任しており、代理人弁護士が申立てを行うケースでは、そのまま仲裁合意申立として受理するケースも考えられるが、近年では例がない。

消費者保護の観点から立法された仲裁法における消費者と事業者間の消費者仲裁合意を解除することができるとする規定について考慮すれば、消費者仲裁合意の解除がされた後に和解、あっせんを勧める手続は十分考えられる。ただし件数がないことについては、紛争解決機関の受理手続の態様が影響していること、消費者問題について当事者が仲裁合意を行うことについて慎重であることの表れであると考えられる。(東京弁護士会紛争解決センター)